

## 四万十町まちづくり計画の計画期間延長と財政計画の変更に関する 意見募集について

四万十町まちづくり計画の計画期間延長と財政計画の変更について、町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集します。

### 意見募集の趣旨

四万十町まちづくり計画は、合併特例法第5条に定められた市町村建設計画であり、合併後の四万十町のまちづくりを総合的かつ効果的に進めていくため、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間として策定されました。

平成27年度に、津波避難対策を中心とした防災関連事業が、諸事情により当初の計画期間内に終了することができなかったことから、基金造成分も併せて5年間延長することとし、平成28年度以降も合併特例債を有効に活用する事業を実施可能とするため、計画変更を行いました。

さらに、平成30年4月25日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部が改正されたことにより、合併特例債の発行期間が再延長可能となりました。そこで引き続き合併後の一体性の確立、地域全体の均衡ある発展および地域住民の福祉向上を図るために、合併特例債の発行期間を再延長することとし、令和7年度(2025年度)末まで計画期間を延長し、それに伴う財政計画を変更することになりました。このことについて、町民の皆さまからご意見を募集するものです。

### 記

- 1 意見募集案件  
『四万十町まちづくり計画の計画期間延長及び財政計画の変更について』
- 2 意見募集期間  
令和2年2月10日(月)～令和2年3月4日(水)まで
- 3 資料の閲覧方法
  - (1) 閲覧所による閲覧
    - ① 本庁西庁舎1階閲覧所
    - ② 大正地域振興局1階閲覧所
    - ③ 十和地域振興局1階閲覧所
    - ④ 興津出張所閲覧所
  - (2) 町ホームページによる閲覧  
<http://www.town.shimanto.lg.jp/pub-com/>

#### 4 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 郵送の場合（送料はご負担ねがいます）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17 四万十町役場 企画課あて）

(3) F A X の場合

0880-22-3123

(4) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎 3 階 企画課へお越してください。

(5) 電子メールの場合

103020@town.shimanto.lg.jp

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、次のどれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください）

#### 5 注意事項

(1) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをご了承ください。

(2) 皆さまからいただいたご意見に対し、個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。

(3) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

#### 6 お問い合わせ先

四万十町役場 企画課 **山本まで**

電 話 0880-22-3124

F A X 0880-22-3123

E メール 103020@town.shimanto.lg.jp